



国民年金保険料免除申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、住民登録をしている役場国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口にて備え付けてあります。

平成30年度の免除申請などの受付は、平成30年7月2日から開始され、平成30年7月分から平成31年6月分までの期間を対象として審査を行います。

また、平成26年4月から法律が改正されて、2年1か月前の月分まで遡及して免除申請をすることができるようになりました。

失業などにより保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方などは、役場国民年金担当窓口または年金事務所へご相談ください。

【申請書提出後の注意】

審査後に決定通知書を送付します。決定通知書が届くまでの間は、文書や電話、訪問により保険料の納付をご案内する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、納付のご案内は、日本年金機構から委託された民間事業者が、平日だけでなく、土日や夜間も行っています。

【お問合せ】 住民福祉課 住民係 担当：宮澤

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

○「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」について

限度額適用・標準負担額減額認定証は、平成30年7月31日が有効期限ですが、平成29年中の所得状況などにより、平成30年度も引き続き認定される方には、新しい認定証（有効期限が平成31年7月31日まで）が郵送されますので、更新手続きの必要はありません。

平成30年度住民税非課税世帯の方で、新たに認定証の交付を希望する方は、被保険者証と印鑑を持参のうえご来庁ください。

【お問合せ】 住民福祉課 国保係 担当：金沢
税務係 担当：横浜

国民健康保険税（第1期）、後期高齢者医療保険料（第1期）の納期は、

7月31日(火)です。忘れずに納付しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
お気軽に住民福祉課へご相談ください。